

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給に関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。 児童扶養手当の申請に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバファイル サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17, 20, 42, 89, 90, 125, 141, 155, 161の項 番号表第19条第8号に基づく主務省令第19, 22, 44, 91, 92, 127, 143, 157, 163条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所子育て支援課
②所属長の役職名	福祉事務所子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所子育て支援課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3267
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成30年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	時点修正
平成30年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	I 5②所属長の役職名	福祉事務所子育て支援課長 兵庫 隆俊	福祉事務所子育て支援課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(項目なし)	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅳ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託	[○] 委託しない	[] 委託しない 十分である	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 37の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	番号法別表第1 37の項	事後	
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号等 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 57の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 57の項	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月16日	システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバファイル	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバファイル サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年4月16日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法別表第1 37の項	番号法第9条第1項別表56の項	事後	
令和7年4月16日	I 関連用法 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法律上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 57の項	(情報提供の根拠)番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17, 20, 42, 89, 90, 125, 141,155, 161の項 番号表第19条第8号に基づく主務省令第19, 22, 44, 91, 92, 127, 143, 157, 163条 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	2)十分である	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損への対策	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	2)十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。	事後	